

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………三
- …（同）…
- 技能検定員審査の実施……………五
- 教習指導員審査の実施……………六
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………七
- 昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車運行系統の名称及び区間）の一部改正……………七
- たき火禁止区域の指定……………八

○開発行為に関する工事完了……………九

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

○都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）…九

告示

●東京都告示第六百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

練馬区光が丘二丁目二十五番四から 平成二十九年十月十九日

同番十三まで、同番二十三、同番二十四、同番二十九、同番三十三から同番四十まで、同番四十二、光が丘四丁目二十五番一の一部、同番二十一、光が丘五丁目二十五番十五から同番二十四まで及び同番二十六から同番四十三まで並びに光が丘六丁目二十五番十九、同番二十及び同番二十二の各一部、同番二十三から同番二十五まで、同番二十八から同番三十五まで、四千六百六十五番二及び高松五丁目二十五番十八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第六百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区西新橋三丁目百一十六、百三十三番、百四十七、百五十一及び同番三から同番七まで 平成二十九年十月十九日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第六百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号	平成二十九年十月十八	小金井市中町二丁目二千二百	延長 一七・〇〇

の規定による 日 六十一番二十 幅員
道路 七、同番四十 四・五〇
一及び同番四
十三

●東京都告示第千六百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年二月十七日	東村山市栄町三丁目三十七番四十、同番七十五及び同番七十六	延長 三一・三二 幅員 七〇・五九
			幅員 五・〇〇 四・〇〇

●東京都告示第千六百六十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染され、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

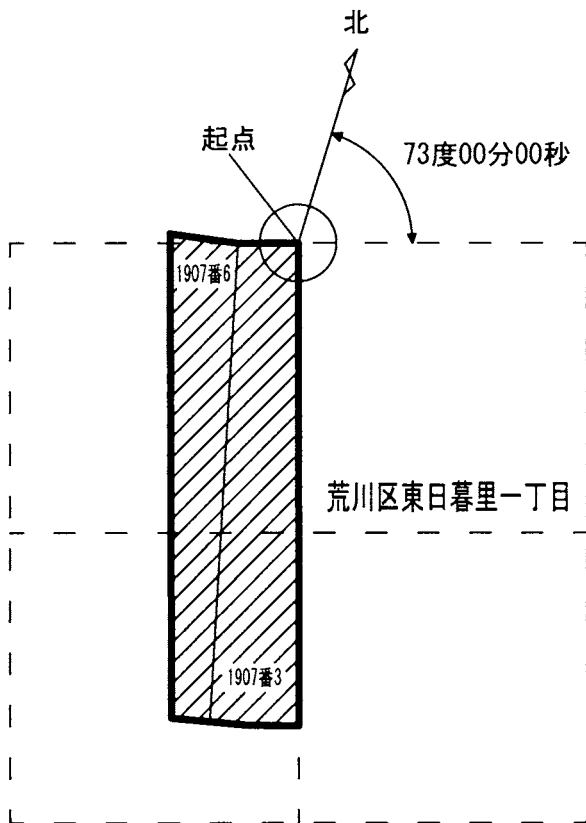
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東日暮里一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】**
- - - 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、荒川区東日暮里一丁目
 1907番3の最北端とする。

【格子の回転角度（73度00分00秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千二百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

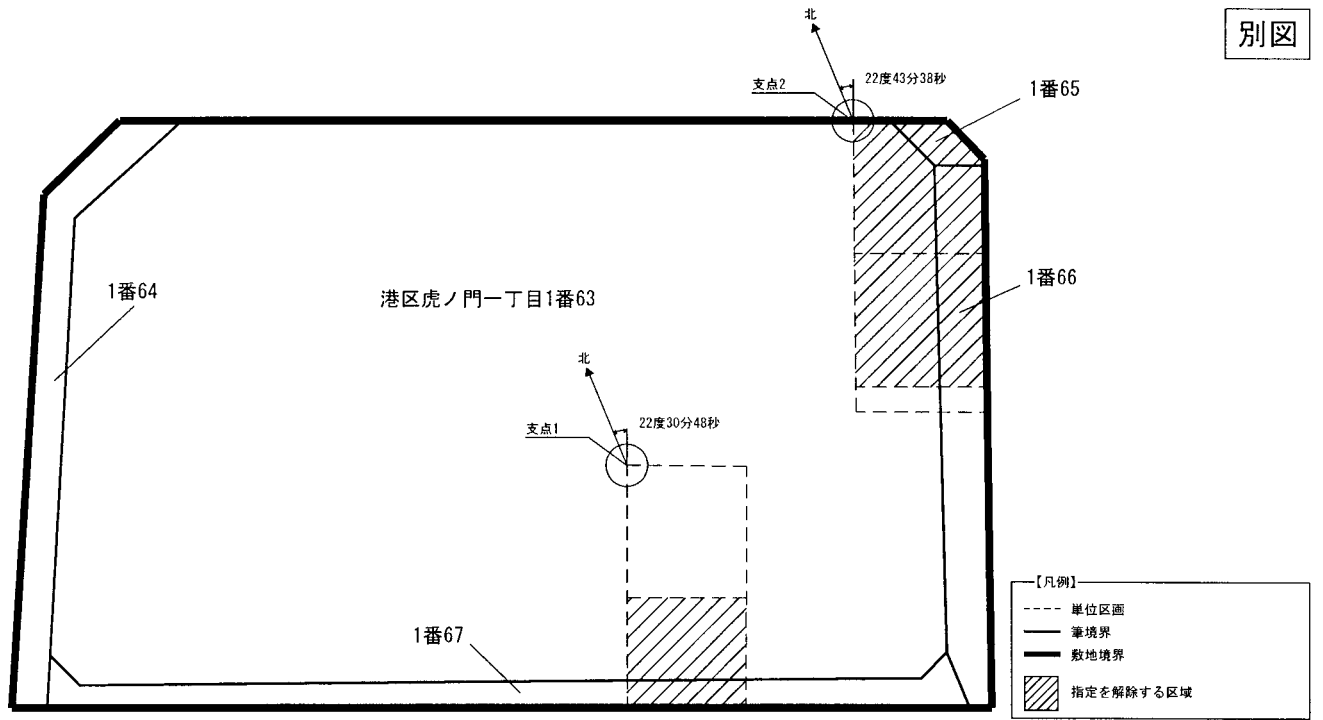
一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区虎ノ門一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
 支点1は、座標「X=-36625.189、Y=-7565.192」とする。
 支点2は、座標「X=-36603.067、Y=-7539.510」とする。
 ※支点座標は、世界測地系座標による。

【格子の回転角度(支点1:22度30分48秒、支点2:22度43分38秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百六十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千四百四十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二日

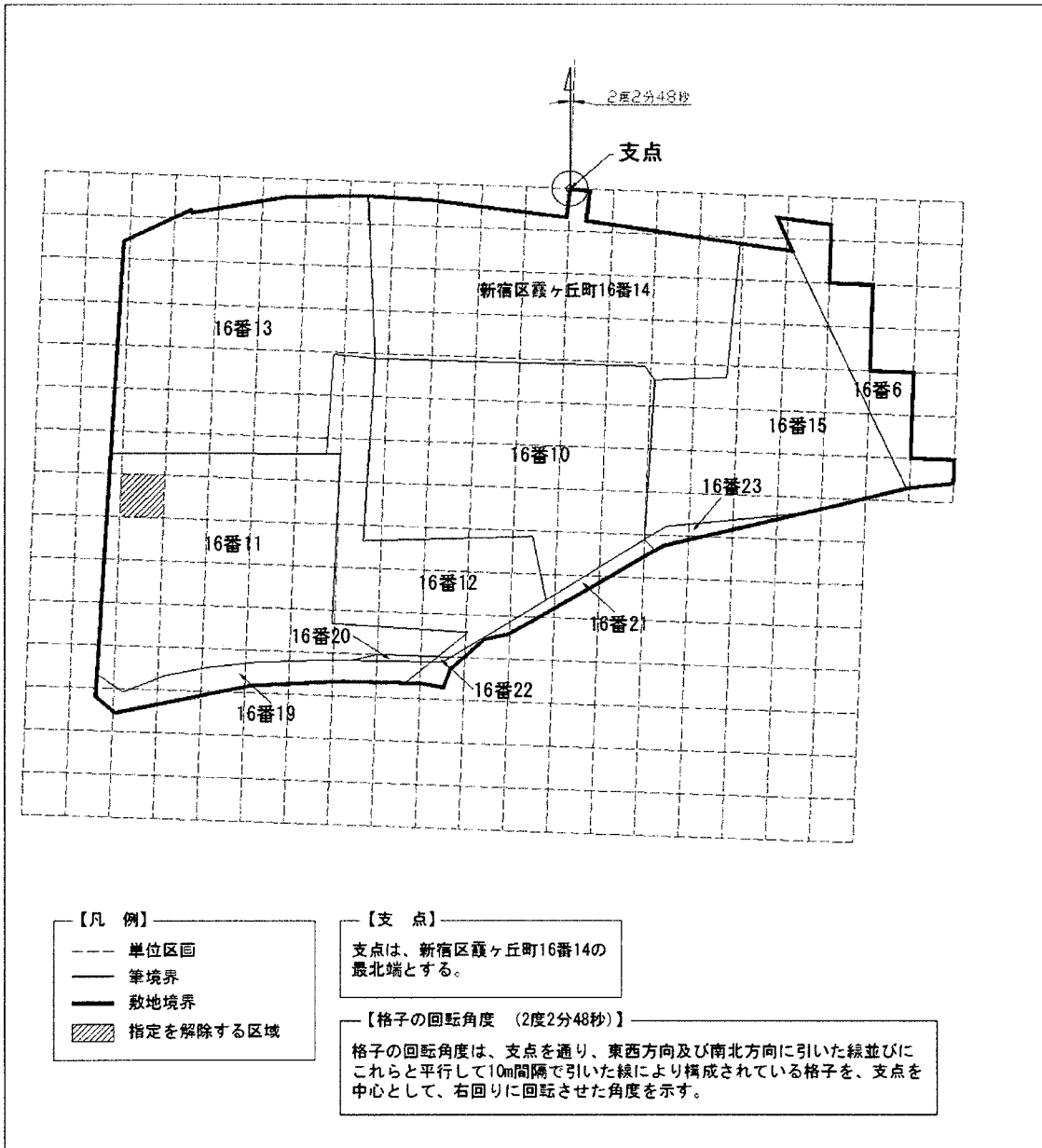
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第349号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月2日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動車二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

<p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評師方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成29年12月4日（月曜日）から同月8日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成29年11月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p>	<p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成29年11月6日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,100円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(ウ) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 042 (362) 3591 内線5264</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第350号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年11月2日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>
<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p>	<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p>	<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p>

<p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習 (自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成29年12月4日 (月曜日) から同月8日 (金曜日) までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、</p>	<p>上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成29年11月16日 (木曜日) 及び同月17日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成29年11月6日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,600円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p>	<p>イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 042 (362) 3591 内線5264</p>
<p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、</p>	<p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,600円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p>	<p>イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 042 (362) 3591 内線5264</p>
<p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、</p>	<p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,600円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p>	<p>イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 042 (362) 3591 内線5264</p>

●東京都公安委員会告示第351号

警察法 (昭和29年法律第162号) 第43条の規定に基づき東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則 (平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号) 第9条の規定に基づき東京都公安委員会委員長代理の指名については、平成29年10月20日付けをもって、次のとおりとした。

平成29年11月2日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

委員 長 渡邊 佳英

委員長代理 北井 久美子

告 示 (交)

●交通規則第9号

昭和五十四年交通局告示第十一号 (東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間) の一部を次のように改正し、平

成二十九年十一月六日から実施する。

平成二十九年十一月二日

東京都交通局長 山手 斉

表東第二十号系統の部甲系統の項中「八・一一〇」を「八・〇一〇」に、「八・一五〇」を「八・〇五〇」に改め、同表東第二十二号系統の部甲系統の項中「八・一八〇」を「八・〇八〇」に改め、同表東第四十三号系統の部甲系統の項中「一一・二九〇」を「一一・三九〇」に、「一一・一一〇」を「一一・二一〇」に改め、同表中

丙系	江北	東京	田端	往	一三・四八〇
統	駅前	駅丸の内	駅前	往	一四・〇二〇
		北口	復	一三・五〇〇	を

丙系	江北	駒込	田端	往	七・二六〇
統	駅前	病院前	駅前	復	七・三六〇
					に

改め、同表S第一号系統の項中「九・七二三」を「九・六一三」に改める。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第8号

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火禁止区域を次のように指定する。

平成29年11月2日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

1 指定区域

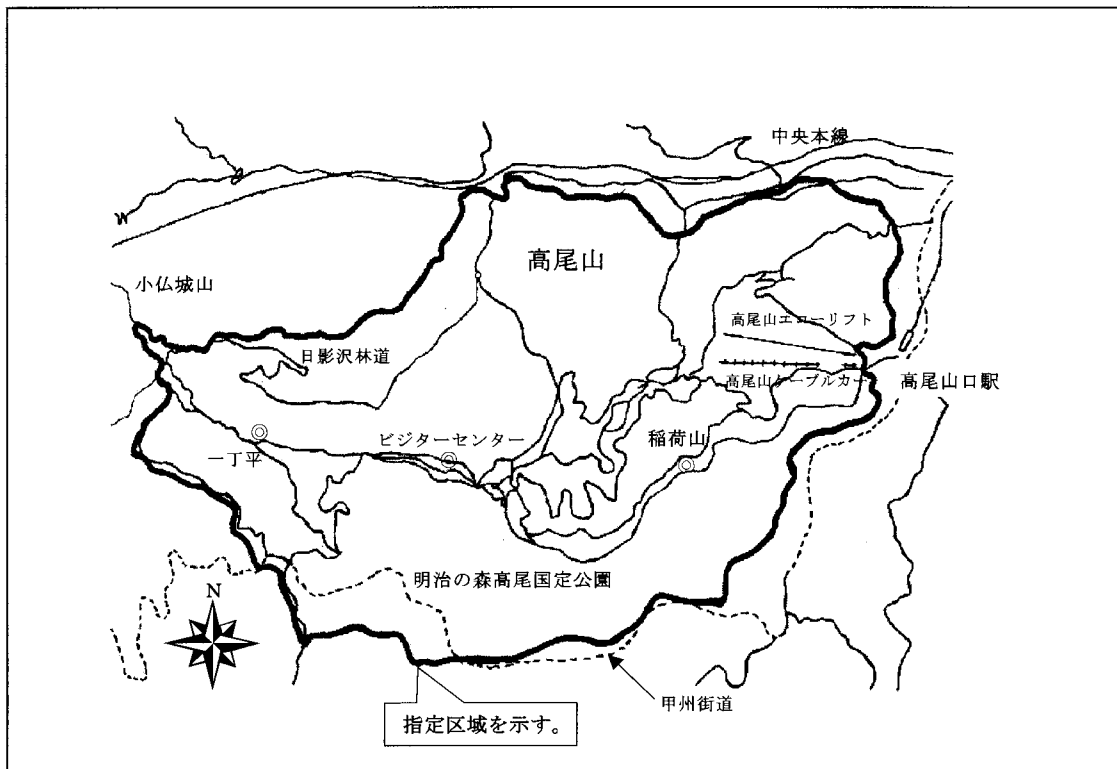
八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町（明治の森高

尾固定公園指定区域に限る。）の区域（別図の太線内の部分）

2 指定日時

平成29年12月31日午前10時から平成30年1月3日午後3時まで

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成二十九年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

四 東村山市栄町三丁目三十七番 千代田区大手町一丁目七番
 二番

株式会社サンケイビル
 代表取締役 飯島 一暢

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規
 定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 都市計画事業の 種類及び名称 別表のとおり
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表
 都市計画事業の 種類及び名称 事業地の所在 事業認可 所管事
 の告示 務所
 東京都都市計画道 中野区上鷲宮一丁 平成二十 第四建

路事業補助線街
路第百三十三号

目並びに練馬区中
村南三丁目、中村
三丁目及び中村北
三丁目地内

九年十月
十八日関
東地方整
備局告示
第二百五
十八号

設事務
所

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001

